

太田市道路台帳図電子化及び公開型G I S導入業務委託  
公募型プロポーザルに係わる質問回答書

令和8年1月8日  
(質問事項は原文のまま掲載しています。)

No.	質問事項	回答
1	<p>【特記仕様書 4 頁】</p> <p>第17条（1）の道路台帳図データについて、位置情報ファイルも合わせて貸与頂けると考えて宜しいでしょうか。貸与頂ける場合、定義されている測地系をご教示ください。</p>	<p>位置情報ファイルも貸与可能です。</p> <p>測地系は測地成果 2011 です。</p>
2	<p>【特記仕様書 4 頁】</p> <p>第17条（4）の測定基図について、位置情報ファイルも合わせて貸与頂けると考えて宜しいでしょうか。貸与頂ける場合、定義されている測地系をご教示ください。</p>	<p>位置情報ファイルも貸与可能です。</p> <p>測地系は測地成果 2011 です。</p>
3	<p>【特記仕様書 4 頁】</p> <p>第17条（7）の航空写真について、予定されている撮影精度（地図情報レベル）をご教示ください。</p>	地図情報レベルは 1/1000 の予定です。
4	<p>【特記仕様書 4 頁】</p> <p>第17条（10）の地形図について、データ形式は Shape と記載されていますが、DM形式のデータも貸与頂くことは可能ですか。</p>	可能です。
5	<p>【特記仕様書 6 頁】</p> <p>第23条（2）⑧に横断勾配とありますが、こちらは、道路法施行規則第四条の二3項で規定された「縦断」勾配のことであると理解しているのでしょうか。</p>	ご認識のとおりです。

6	<p>【特記仕様書 9 頁】</p> <p>⑤用紙への印刷を可能とする。府内での業務において、配付資料等での使用（住民や業者等への配布も含む）も可能とすること。ただし大量かつ不特定多数への頒布、有償での頒布、書籍、冊子等への印刷物画像提供等は除外する。</p> <p>とありますが、上記印刷物は公開型G I Sのシステム上の機能にて出力した印刷物という理解でよろしいでしょうか。</p>	ご認識のとおりです。
7	<p>【特記仕様書 別紙2－2 2 頁】</p> <p>情報システムのWeb診断を、実施すること。とありますが、具体的な診断レベル等の指定はありますでしょうか。</p>	具体的な指定はありません。
8	<p>【特記仕様書 別紙2－1 1 頁】</p> <p>多言語対応において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・英語</li> <li>・中国語（簡体字／繁体字）</li> <li>・ポルトガル語</li> <li>・スペイン語</li> </ul> <p>とありますが、翻訳作業は「Google翻訳」等のAPIを用いての確認を想定してもよろしいでしょうか。</p>	多言語対応について手法の指定はありません。
9	<p>【特記仕様書 別紙2－1 2 頁】</p> <p>自治体のキャラクター画像等の著作権が生じる場合のデータの利用における費用負担は構築費用に含まれない認識でよろしいでしょうか。</p>	ご認識のとおりです。
10	<p>【特記仕様書 別紙2－1 3 頁】</p> <p>ルート検索に必要なネットワークデータの導入については構築費用に含む認識でよろしいでしょうか。</p>	ご認識のとおりです。

1 1	<p><b>【実施要領 3 頁】</b></p> <p>主任技術者経歴書および照査技術者経歴書について、様式 4・5 の体裁から鑑みると、業務実績表と同様に、過去 10 年以内（平成 27 年度～令和 6 年度）に実施した「道路台帳図の電子化」または「公開型 GIS の構築」に係る実績を 5 件以内で記載するという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また、主任技術者と照査技術者の要件については記載方法が異なっておりますが、求められている要件の内容事態は同一であるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p> <p>なお、主任技術者と照査技術者の求めている要件は同一となります。</p>
1 2	<p><b>【実施要領 6 頁】</b></p> <p>13 プレゼンテーションについて、企画提案書の内容をプレゼンテーション用に再構成することは可能でしょうか。</p>	<p>可能です。</p>
1 3	<p><b>【実施要領 6 頁】</b></p> <p>13 プレゼンテーションにあたり、市が用意するプロジェクタ及びスクリーンを使用することができるとありますが、プロジェクタ及びスクリーンの企画をご教示ください。</p>	<p>プロジェクタの映像サイズは 50～100 型、投影距離は 0.86～1.72m です。</p> <p>スクリーンは横 203.2 cm × 高さ 227.7 cm です。</p>
1 4	<p><b>【特記仕様書 5 頁】</b></p> <p><b>第 23 条 道路台帳電子化</b></p> <p><b>(1) 既成図数値化</b></p> <p>『縮尺は 1/1000 とする』について、1/500 図郭の数値化を行う際に、1/1000 の入力項目に含まれない地物（マンホールなど）は数値化をおこなわないという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
1 5	<p><b>【特記仕様書 5 頁】</b></p> <p><b>第 23 条 道路台帳電子化</b></p> <p><b>(2) 道路台帳要素</b></p> <p>『発注者が指定する定義と適合させる』について、定義の内容について</p>	<p>本業務委託の受託業者に提示します。</p>

	具体的な内容を提示いただくことは可能でしょうか。	
1 6	<p>【特記仕様書 6 頁】</p> <p><b>第 23 条 道路台帳電子化</b></p> <p><b>(5) 道路施設データ作成</b></p> <p>作成するデータは施設位置、施設属性情報および各施設に対する台帳(橋梁台帳など)作成も含まれるという認識でよろしいでしょうか。</p>	特記仕様書第 25 条に記載のとおりです。
1 7	<p>【特記仕様書 6 頁】</p> <p><b>第 24 条 認定路線網データ作成</b></p> <p>『路線番号等の属性情報の修正も行う』について、修正する属性情報は調書修正が生じない程度の修正という認識でよろしいでしょうか。</p>	特記仕様書第 25 条に記載のとおりです。
1 8	<p>【特記仕様書 6 頁】</p> <p><b>第 23 条 道路台帳電子化</b></p> <p><b>(6) 航空写真予察</b></p> <p>差分を抽出する際に、次年度以降に予定している補正箇所に関する位置図および延長の情報を共有いただくことは可能でしょうか。</p>	可能です。時期については受託時に協議となります。
1 9	<p>【特記仕様書 2 頁】</p> <p><b>第 6 条 業務実施体制</b></p> <p>提示されている主任技術者、照査技術者の資格、実績について複数人で条件を満たすことでよろしいでしょうか。</p>	ご認識のとおりです。
2 0	<p>【特記仕様書 8 頁】</p> <p><b>第 29 条 搭載データ (2) ①</b></p> <p>ベースマップとした利用する地図は民間地図とありますが、国土地理院の数値地図やその他オープンデータの地図が対象と考えてよいでしょうか。</p>	ご認識のとおりです。

2 1	<p>【特記仕様書 別紙1 1頁】</p> <p>CSV（座標なし）データ</p> <p>CSV（座標なし）のデータについては、属性情報に住所・地番情報があり、その情報を基にポイント（アイコン）で搭載するという認識で宜しいでしょうか。</p> <p>なお、面データで搭載する場合は作図作業が発生するため、対象の位置図と各件数をご提示ください。</p>	ご認識のとおりです。
2 2	<p>【特記仕様書 2頁】</p> <p>主任技術者の保有資格の技術士（建設-道路）の資格について、国土地理院において測量技術者の上位認定資格として登録されている空間情報総括監理技術者の保有者でも宜しいでしょうか。</p>	空間情報総括監理技術者の保有者でも問題ありません。
2 3	<p>【実施要領 3頁】</p> <p>8④⑤主任技術者、照査技術者の参加資格技術者の実績について、延長の制限は特にはないという認識で宜しいでしょうか。</p>	ご認識のとおりです。
2 4	<p>【実施要領 2頁】</p> <p>④参加資格</p> <p>測量業者としての登録証明の書類は不要との理解で宜しいでしょうか。</p>	書類にてお示しください。
2 5	<p>【実施要領 2頁】</p> <p>8④⑤主任技術者、照査技術者の参加資格技術者の添付書類としては、経歴書に記載当該資格を保有している事を証明する書類の写しのみとの認識で宜しいでしょうか。</p>	ご認識のとおりです。
2 6	<p>【実施要領 3頁】</p> <p>8②業務実績書</p> <p>ここで記載する業務実績は、6参加要件⑥に記載の条件を満たしたものとの認識でよろしいでしょうか。その場合、単一業務での実施ではなく、</p>	1,000 km以上の業務実績を最低1件は記載してください。

	同一自治体（複数業務）での実績で延長要件を満たす場合は、その内容で宜しいでしょうか	
27	【実施要領 3頁】 8②③④⑤ ここで記載する業務実績の証跡（契約書写し等）は不要との認識で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。 ただし、虚偽の記載が発覚した場合は失格となります。
28	【実施要領 3頁】 8 参加表明書 参加表明書（書類一式）の提出部数は1部で宜しいでしょうか。	提出部数については企画提案書と同様に正本1部、副本7部、電磁記録媒体1部のご提出ください。
29	【実施要領 4頁】 9 (2) ⑧ 電磁記録媒体におけるファイルはPDF形式で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
30	【実施要領 5頁】 10 参考見積書 参考見積書の提出部数は1部、電磁記録媒体での提出は不要との認識で宜しいでしょうか。	参考見積書は、「9企画提案書（1）提出書類」に含まれているため、提出部数は正本1部、副本7部、電磁記録媒体1部をご提出ください。
31	【実施要領 5頁】 10 参考見積書 「各内容についての参考見積書を提出すること」とございますが、ここでは「公開型GIS導入業務」、「道路台帳図電子化業務（令和8年度）」等の各金額に関する内訳をご提示することで宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
32	【実施要領 5頁】 10 参考見積書 様式7に記載する金額に対する参考見積書とは、表紙（押印）、内訳書、単価表を製本したものという事で宜しいでしょうか。	様式7の各内容についての参考見積書は様式任意のため製本等の指定はいたしません。

3 3	<p><b>【実施要領 6 頁】</b></p> <p>1 3 プレゼンテーション</p> <p>プレゼンテーションにあたり、企画提案書の要約版として、PPT での実施をさせて頂いて宜しいでしょうか。</p>	<p>P P T の実施でも問題ありません。</p>
3 4	<p><b>【特記仕様書 別紙 2-1】</b></p> <p>システム機能要件について、全ての要件が、デジタル庁が交付しているモデル仕様書の必須要件に該当するわけではないと認識していますが、必須要件を満たしていれば問題ないという理解で宜しいでしょうか。また、「詳細要件・補足説明」については、デジタル庁が交付したモデル仕様書の「記載例」がそのまま記載されていますが、これらは必ずしも全てを満たす必要がないということで宜しいでしょうか。(対応可否については○×で記載する形で回答しても問題ないでしょうか。</p>	<p>モデル仕様書の「必須機能」については満たしていただく必要があります。また、「場合によって必須となる機能」「今後拡張が望まれる機能」については、搭載の可否、搭載不可能な理由、代替案等をお示しください。</p> <p>なお、回答様式については太田市ホームページに掲載いたします。</p>
3 5	<p><b>【特記仕様書 別紙 2-2】</b></p> <p>システム非機能要件に関する要求目標に「提示すること」などの記載がありますが、各項目について対応可否や内容を記載する形で回答しても宜しいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
3 6	<p><b>【特記仕様書 6 頁】</b></p> <p>第 23 条(数値地形図データファイル等作成)「道路管理用システムに搭載するため、Shape 形式データも併せて作成する」とありますが、現行の道路管理用システムに Shape 形式データを搭載するための表現(図式・凡例)設定も併せて行うという理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>